

## Dog's委託業務契約書(ペットプロテクト保険加入)兼入会申込書

**書面の内容を十分に読んでください**

契約申込者様(以下、「甲」という。)と(株)Dog's Japan(以下、「乙」という。)とは、次の通り契約を締結する。また、乙を契約主体とし、Dog's Japan 加盟店(以下、「加盟店」という。)が本委託契約内容に基づき業務を遂行するものとする。

### ◆ 第1条(委託目的)必読

当契約は、当社が長年の経験によって独自に開発したトレーニングプログラムです。

主として、問題行動の発生には、必ず共通する事があります。それは、飼い主さんと犬との関係性です。この関係性が崩れると、様々な問題行動を発生することが、当社の研究では分かっています。

また、それらの問題行動を通常は別々にトレーニングしていくのが一般的ですが、当社のこのDog'sプログラムを最初に受けて頂くことで、

大半の問題行動を飼い主さん自らでトレーニングする事が可能となります。

よって、このDog'sプログラムは、その礎を築く為のトレーニングとなります。

また、このプログラムでは、現在起きている問題行動を直接的に改善するトレーニングではございません。

このプログラムでマスターした事を土台として、その後に、様々な問題行動を簡単にトレーニングする事が可能となります。

このコースを終了後は、Dog's問題行動修正プログラムコースを継続して受けて頂く事を強くお勧めしております。

#### ◆ 第2条(委託期間)

委託期間に関しては、契約開始日を初日と起算して、翌月の開始日の前日を1ヶ月間とし、以後、同様に契約期間中、繰り返すものとする。

● 選択コースと契約期間は以下の通りとする。

- 預かりコース(3ヶ月間)
- 通いコース(土日祝を除く毎日3ヶ月間)
- 送迎コース(週3回/3ヶ月間)
- 出張訓練コース(月2回/6ヶ月間)

#### ◆ 第3条(委託料金)

本契約は、Dog'sプログラム1コースとして、料金は330,000円(税抜300,000円)とする。

よって、甲の都合による契約期間中における、途中解約の場合でも、返金は致しかねます。

※契約期間については、第2条に選択した期間に置換えます。

#### ◆ 第4条(料金と支払い方法)

(1)本契約料金には、委託期間中の当犬の食費、医療費は含まれず、加盟店が甲へ請求した料金を、甲は別途負担するものとする。

また、送迎料金は通常、契約料金に含まれるが、送迎の距離によっては、回数を減数する事によって対処する。しかしながら、何らかの事情で発生した場合においては、別途加盟店へ支払うものとする。

(2)支払いは、契約日又は初回開始日のどちらかまでに、下記の方法にてお支払ください。

また、別途料金に関しては、都度清算とすることもできる。

(3)支払い方法は、現金、指定銀行口座への振込、郵便払込書にて払込み、又は各種クレジット払いにて行うものとし、なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。

● 一括払い

現金払い  カード払い  振込

● 分割払い

カード分割払い

(カード会社によってはご利用頂けないこともあります。)

オリコローン払い(与信審査が必要です。)

#### ◆ 第5条(緊急時の対応及び賠償責任)

(1)委託中に発生した緊急を要する病気・怪我・事故に関しては、速やかに甲へ連絡し指示を受けるものとするが、万が一連絡が取れない場合は、**乙及び加盟店の判断に一任することを同意したものとする。**

(2)委託又は輸送中に生じた、乙及び加盟店の責めに帰すべき事由、または不回避的事故(＝十分配慮していたにも関わらず、突然犬が暴れた等で起きた予期せぬ(不注意ではない)事故)により、当犬の生命、身体に法律上の賠償責任が発生した場合は、乙及び甲がこの契約によって加入した、**ペットプロテクト保険契約に基づき、第三者の保険会社との協議により支払われた保険金によってその損害を賠償するが、それ以外の一切の損害賠償及び慰謝料等に対して、甲は乙及び加盟店へ請求しないことを合意したものとする。**

上記(2)において、乙及び加盟店の具体的な免責事項については、別紙の通り定めるものとする。また、その判断において第6条の申告事項をもまた参考にするものとする

#### ◆ 第6条(甲乙による申告事項)

別紙にて記載の通りを了承したものとする。

#### ◆ 第7条(権利と義務)

(1)委託期間中も、甲を当犬の所有権保持者及び民法上の当犬の占有者とする。但し、委託期間中に加盟店の過失によって引き起こされた場合の第三者への損害賠償は、乙がその責任を負うものとするが、それを起因とする二次的損害(狂犬病未接種、鑑札登録・飼育届出などは本来、所有者の義務である為)に関しては、甲がその賠償責任を負うものとする。

(2)訓練に関する本契約内容は、訓練請負契約ではなく、訓練期間や期限、またその訓練結果を保証するものではない**委任契約であるものとする。**

(3)委託期間中は、当犬が他の契約犬に伝染性の疾患をうつす事がないように、乙は十分に当犬の健康管理を責任持って維持し、必要に応じてフィラリア・内部寄生虫駆除薬の定期投与及び外部寄生虫予防

としてフロントラインを行う事に、甲が同意したものとする。また、その際の費用は甲が負担することとする。

(4)甲は、当犬を市町村等で犬の登録を行い、毎年必ず狂犬病の予防接種を行うものとする。

#### ◆ 第8条(契約の解除)

(1)委託契約は最小契約単位が1単位である為、甲からの中途解約の申し出があっても、残金の返金を行わない。

但し、委託期間中に当犬の体調不良及び死亡により、以後の委託業務が困難になった場合は、加盟店は1月数の費用を11万円(税抜10万円)と換算して、残月数分を甲へ返金することで解約とする。

(2)乙が破産した場合。

#### ◆ 第9条(合意管轄)

本契約により生じる権利義務に関連する訴訟に関しては、内容証明発行より1週間経過しても何らかの意思表示がない場合、支払督促の手続きを乙の所在地を管轄とする地方裁判所を第一管轄裁判所として行う。

#### ◆ 第10条(協議)

本契約締結後に記載内容に変更が生じた場合は、書面により別に定めるものとし、本契約に定めのない事項に関するトラブルは、甲と乙及び加盟店とお互いに誠意をもって協議の上決定する。

#### ◆ 第11条(重要事項説明確認)

契約締結に当たり、乙は甲に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、甲はその内容を了承する。



◆ 第12条(本契約の有効性及び個別性)

本契約のいずれかの規定が無効または違法であっても、本契約の他の規定はそれに何ら影響を受けることなく有効とする。

上記の契約を証するため、本電子契約書を作成し、甲が電子署名する事で契約の締結とする。